

## 国立大学法人等 P F I 事業の考え方 (平成 2 9 年度概算要求に向けて)

平成29年度概算要求における P F I 事業については、以下の考え方とする。

### (1) 国立大学法人等における P F I 事業の考え方

国立大学法人等が概算要求する事業のうち、以下に該当する事業を P F I 事業としての実施を検討することとし、その際には文部科学省と協議を行うこととする。

- ・教育研究施設（講義棟，実験棟等）に，収入が得られる施設等（産学連携施設，学生宿舎（留学生宿舎を含む），福利厚生施設，駐車場，自助努力による施設等）を一体的に整備する事業※<sup>1</sup>

※1：本事業の検討例については，別紙1を参照

さらに，「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）及び「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえて，以下に該当する取組について，重点的に導入を検討することとする。

#### 【具体的な取組】

- ①公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業
- ②収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等
- ③公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業
- ④その他の事業類型（維持管理等において業績と連動した契約，複数の施設の改修や維持管理等を包括した契約等）

### (2) 事業評価のプロセス

#### 1. 導入可能性調査の実施について

国立大学法人等は，上記の考え方の趣旨を踏まえて，各法人において P F I 導入可能性調査※<sup>2</sup>を実施する等した上で，P F I 事業の要求を行うこととする。その際，手続き期間の短縮を図るため，平成26年6月に公表された「地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続き簡易化マニュアル」※<sup>3</sup>の活用も行うこととする。

※2：別紙2「PFI導入可能性調査実施におけるポイント」参照

※3：内閣府HP参照 <http://www8.cao.go.jp/pfi/tetsudukikanika-manual.pdf>

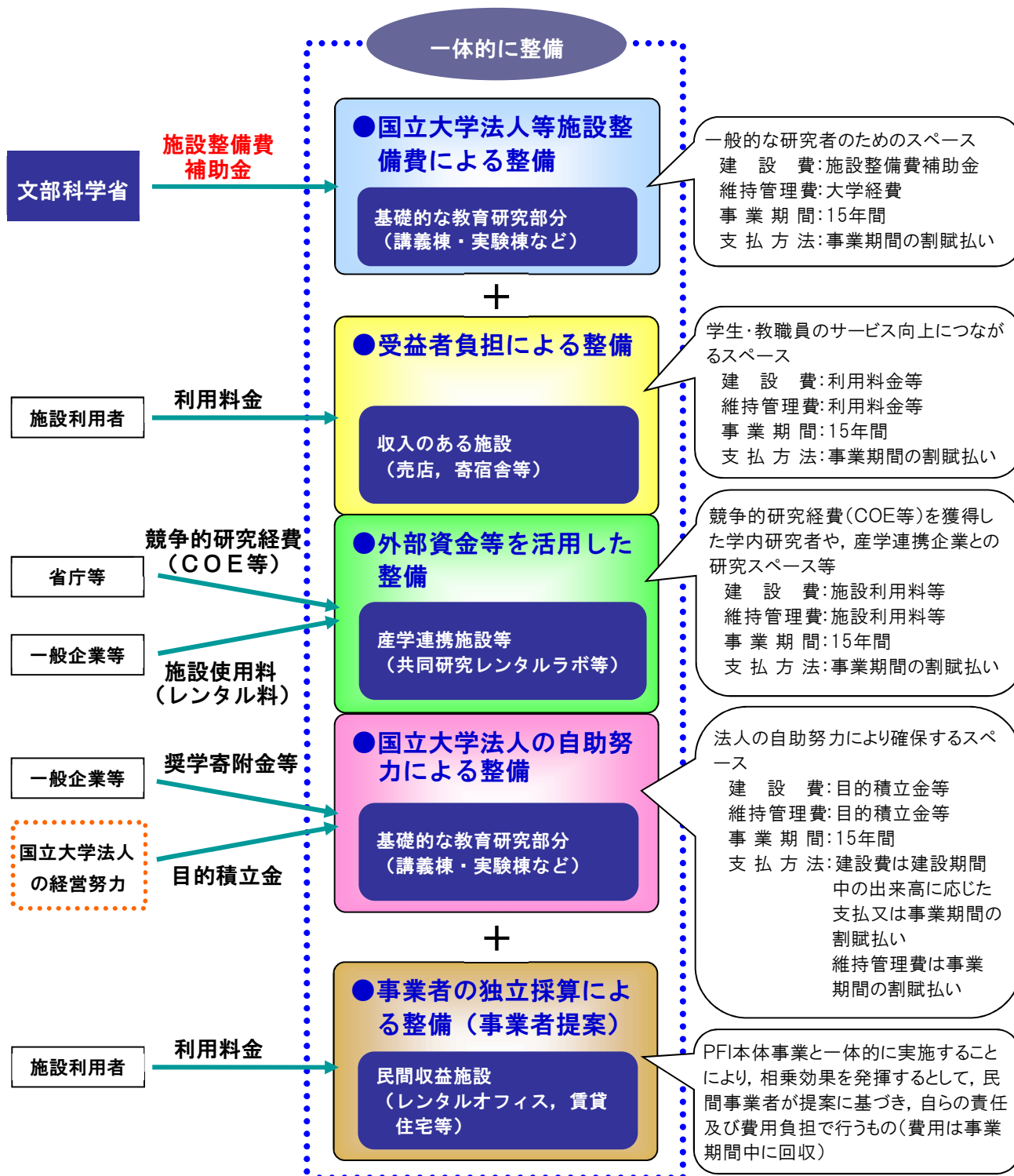
## 2. 事業評価について

国立大学法人等施設整備費を活用したPFI事業の評価については、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成28年3月29日文部科学大臣決定）の下、国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、国立大学法人等が実施した導入可能性調査の結果や事業スキーム等を踏まえた上で、「PFI事業評価基準」に基づき、有識者による検討を行うこととする。

## P F I 事業の検討例

○国立大学法人等施設整備費のほか、法人の主体的な自助努力によって確保される多様な財源を活用した P F I 事業

※事業方式（B T O方式， B O T方式等）は各事業の実情に応じて選択



## P F I 導入可能性調査実施におけるポイント

### (1) 自己資金等の活用等

自己資金等の活用等により財政面で創意工夫がなされた事業か。

### (2) 事業規模等

P F I 事業として、採算可能な規模等が確保されているか。また、計画内容はまとまっているか。事業方式等は適正か。

### (3) 民間事業者の創意工夫の発揮

事業の実施に当たり、民間事業者のノウハウが活用できる余地が見込める事業となっているか。また、民間事業者の競争を促すような魅力ある事業内容となっているか。

### (4) 適切なリスク分担

民間事業者と大学法人で明確なリスク分担ができるか。また、民間事業者が担うリスクは、民間事業者の責任で処理できる内容か。

### (5) 大学の事務体制

実施に向けて十分な体制が整っているか。また、全学的な責任体制が構築されているか。